

京情審答申第122号
平成29年10月4日

京都府公安委員会
委員長 石川良一様

京都府情報公開審査会
会長 山本克己

第三者情報公開決定に係る審査請求に対する裁決について
(答申)

平成27年10月15日付け公委第1183号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が行った第三者情報公開決定処分の取消しを求めるとの審査請求人の申立ては、棄却すべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 平成27年5月25日、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年京都府条例第6号）第7条の規定による改正前の京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇年〇〇月〇〇日京都地裁で判決のあった損害賠償請求事件に係る訴状及び判決文（被告京都府に対するもの）」を内容とする公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）が行われた。
- 2 平成27年6月5日、実施機関は、本件請求に対応する公文書として、京都地方裁判所〇〇年〇〇第〇〇号損害賠償請求事件に係る訴状及び判決（以下「本件公文書」という。）を特定し、条例第11条第2項の規定により、公開決定等をする期間を延長するとともに、本件公文書に審査請求人に関する情報が記録されていることから、同人に対し、条例第14条第1項の規定により、「当該公文書に記載されている住所、氏名、生年月日、病歴等のあなたを特定するもの」を除き公開することについての意見照会を行った。
- 3 平成27年6月17日、審査請求人は、実施機関の当該照会に対し、本件公文書のうち、「①私の名誉権・人格権等の人権を侵害する部分、②私のプライバシーに関する部分、③事実に反する部分」（以下「意見書記載部分」という。）の公開については、支障がある旨の意見書を提出した。
- 4 平成27年7月21日、実施機関は、本件公文書について、意見書記載部分の一部が条例第6条各号に掲げる非公開情報には該当しないと判断し、条例第10条第1項の規定により、別紙1に記載の部分を非公開とする公文書部分公開決定処分を行い、同日、本件請求を行った者（以下「公開請求者」という。）に通知するとともに、本件公文書のうち判決（以下「本件判決」という。）について、条例第14条第3項の規定により、別紙2に記載の部分を公開とする第三者情報公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に通知した。
- 5 平成27年8月1日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として京都府公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して「公文書の公開

決定等に係る不服があるための審査申立書及び本件裁判記録の公開停止申立書」を提出した。

6 平成27年8月11日、諮詢庁は、公文書部分公開決定処分及び本件処分の執行停止を行い、同日、公開請求者及び審査請求人に通知した。

7 平成27年9月14日、審査請求人は、申立書を補正したものとして、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、諮詢庁に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

8 平成27年10月15日、諮詢庁は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件審査請求に対する裁決について諮詢した。

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書、意見書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

公文書であれば全てが条例による公開対象となるものではない。

本件判決には、審査請求人の個人に関する情報が多く記載されているところ、当該情報が事実ならやむを得ないと考えるが、全く事実でないことが記載されていることから、本件判決が第三者に公開されることは刑事事件の被害者として受忍限度を超えている。

実施機関は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をしつつ、情報公開制度の理念を尊重し、同制度を的確に運用しているとはいえず、本件判決の「主文」については公開して差し支えないが、「事実及び理由」以下については、公開すべきではない。

第5 謝問庁の説明の要旨

謝問庁が理由説明書及び謝問庁の命を受けた実施機関の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書の性格

本件公文書については、警察官のした違法な職務上の行為により損害を被ったとする審査請求人が、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項の規定により、京都府（代表者知事山田啓二）を被告として提訴した民事訴訟に係る文書である。本件訴訟については、京都府の執行機関（京都府公安委員会）の管理に属する機関（京都府警察）の職員である警察官の職務上の行為が訴訟提起の原因となっていることから、京都府知事から地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により委任を受けた京都府職員に併任されている警察官等が、民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「民訴法」という。）第54条第1項の規定による訴訟（指定）代理人として、訴訟事務を追行したことから、本件公文書を取得し、組織的に用いる公文書として、執行機関の管理に属する機関の長である京都府警察本部長が保有しているものである。

2 裁判所における訴訟記録の閲覧制度と情報公開請求制度について

条例第16条には、「他の制度との調整等として、「実施機関は、法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定に基づき、何人にも公開請求に係る公文書が前条第2項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法に関する限りにおいて、この章の規定を適用しない。」と規定されている。

一方、民訴法第91条第1項には「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と規定している。

しかし、同条第2項及び民訴法第92条に例外規定があり、訴訟記録はあらゆる場合に閲覧することができることにはなっていない。

さらに、民訴法第91条第3項においては、訴訟記録の「謄写」を請求することができるのは「当事者及び利害関係を疎明した第三者」に限られていることから、閲覧と写しの交付を区別なく認めている条例とは別の制度といえるため、訴訟記録についても実施機関が保有する公文書として情報公開制度の対象となり、条例により公開等の判断をする必要があるものと考える。

また、訴訟記録が関係者以外に謄写が認められていないことに対し、条例に基づく情報公開制度では、公文書の公開は文書等の閲覧又は写しの交付等により行うものとされているため、ペーパーを媒介としての個人情報の伝搬性が高く、プライバシー侵害の程度も少なくないことから、条例に基づく公開等の判断が必要と考える。

3 裁判所等で閲覧することができる情報は、法令等の規定に基づき何人も閲覧することができるとされている情報に当たるかについて

条例第6条第1号では、個人が特定されるとして非公開とした情報であっても、「法令又は他の条例の規定により、何人でも閲覧することができる」とされている情報は公開の対象となるものとして運用されている。

裁判所における訴訟記録がこの閲覧に当たるかということに関しては、前述のとおり、民訴法第91条第2項及び第92条に例外規定があり、訴訟記録はあらゆる場合に閲覧することができることにはなっていない。

また、裁判所書記官は、民事事件記録等閲覧・謄写票に記載された申請人資格、閲覧等の目的から判断して、明らかに閲覧請求権の濫用と認められる場合には、民訴法第91条第1項の解釈としても閲覧を拒否することも可能である。

このことについて、高松高等裁判所平成18年4月24日判決（平成17年（行コ）第17号）は、「裁判所での訴訟記録の閲覧については、閲覧を希望する事件の事件番号や当事者名で特定していなければ、閲覧を拒否されるし、また、場合によれば、裁判所での訴訟記録の閲覧が、閲覧請求権の濫用として拒否される場合があるのだから、（中略）訴訟記録は、（中略）『法令等の規定により何人も閲覧できるとされている情報』には該当しないものといわなければならない。」と判示している。

4 判決が慣行として公にされている情報に当たるかについて

裁判所では、重要な判例をインターネットで公表しているが、実施機関が確認した範囲では、当事者、関係者が個人である場合には、個人名や生年月日、私住所等を記号に置き換える、又は省略する等の方法により伏せて公表している。

また、第一法規株式会社が提供する判例検索システムにおいても同様の取扱いがなされている。

このことについて、前述の高松高等裁判所の判決は、「最高裁判所をはじめとして、全国個々の裁判所が、近年、重要な判例をインターネットで公表するようになったが、そこでは、（中略）殆どの事件について、訴訟当事者だけでなく、関係者が個人である場合は、その個人名を伏せて公表している（当裁判所に顕著な事実）。これらは、いずれも、訴訟が提起され、民訴法91条1項で何人も訴訟記録を閲覧できる建前になっていても、そのことから直ちに、個人に関する情報を保護しなくてよいとの認識を社会一般が持っていないという実態を配慮した取扱いである。」と判示している。

5 本件判決の部分公開について

「情報公開事務の手引」における条例第6条の解説によれば、「個々の公開請求における非公開情報該当性の判断の時点は、公開決定等

の時点である。」とされている。

本件判決については、第一法規株式会社が提供する判例検索システムに、裁判官及び弁護士を除く個人名並びに関係者の勤務場所を符号に置き換え、生年月日及び私住所を一部省略した全文が掲載されている。

しかし、実施機関が本件処分を行った時点においては、裁判所の裁判例情報その他の誰でも閲覧することができるインターネット上の判例検索において掲載されている事実は確認できていない。

したがって、実施機関においては、慣行として公にされている情報との対比を行うことなく、条例に基づき公開等を判断したものである。

6 実施機関の判断等

実施機関は、提出された「公文書の公開決定等に係る意見書」（平成27年6月15日付け）を精査したところ、訴状の審査請求人の氏名及び婚姻年月日が記録されている部分及び本件判決の審査請求人の住所、氏名、生年月日、婚姻年月日及び趣味が記録されている部分については、条例第6条第1号に該当し、非公開とすべき情報と認められたが、本件判決の被告の主張等が記録されている部分のうち27箇所については、個人を特定していない以上、審査請求人が主張するような名誉を棄損するとは認められず、また、事実に反すると主張する箇所については、実施機関において判断すべきものではないことから、公開請求者に対しては次の箇所を非公開とする「公文書部分公開決定通知書」を、また、審査請求人に対しては、本件判決のうち、審査請求人が名誉を棄損する又は事実に反するとして公開には支障がある旨を主張する部分は、条例第6条各号に規定する非公開情報該当しないとして、「第三者情報公開決定通知書」を送付したものである。

(1) 訴状

- ア 弁護士の印影が記録されている部分
- イ 原告の郵便番号、住所、氏名、生年月日、婚姻年月日、入籍年月日及び病歴が記録されている部分
- ウ 関係者の氏名（警察職員を除く。）及び勤務場所が記録されている部分
- エ 警部補以下の警察官の氏名が記録されている部分

(2) 判決

- ア 事件番号が記録されている部分
- イ 原告の住所、氏名、生年月日、婚姻年月日、裁判離婚年月日、入籍年月日、実家の住所及び趣味が記録されている部分
- ウ 関係者の氏名（警察職員を除く。）、生年月日、採用年月、昇任年月日、配置年月日、勤務部署、店名及び刑事処分の内容が記録されている部分

エ 警部補以下の警察官の氏名が記録されている部分

第6 審査会の判断理由

1 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

審査請求人は、本件判決には事実でないことが記載されており、「事実及び理由」以下については公開すべきではない旨主張していることから、これについて検討し、判断する。

(1) 日本国憲法が採用する三権分立の観点からは、行政機関が裁判所が行った事実認定の当否を検証することは許されないと考えられる。本審査会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、条例第20条第1項の規定により設置された知事の附属機関であり、通常の行政機関とは性格を異にするが、附属機関とはいえどもこの点において変わるものではない。

したがって、本件判決には事実でないことが記載されており、「事実及び理由」以下については公開すべきではないとの審査請求人の主張については、審査会で判断すべきものではない。

(2) また、審査請求人は、本件判決の「主文」については公開して差し支えないが、「事実及び理由」以下については公開すべきではないと主張している。

その理由は必ずしも明確ではないが、審査請求人は、本件判決には、審査請求人の個人に関する情報が多く記載されているところ、当該情報が事実ならやむを得ないと考えるが、全く事実でないことが記載されていることから、本件判決が第三者に公開されることは刑事事件の被害者として受忍限度を超えており、実施機関は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をしつつ、情報公開制度の理念を尊重し、同制度を的確に運用しているとはいえないと主張していることから、本件判決の「事実及び理由」以下は条例第6条第1号に該当するとの主張であると解される。

条例第6条第1号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを保護するため、個人が特定され得る情報のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

しかし、実施機関は、訴訟当事者その他の関係人の氏名等の個人の識別につながる情報を非公開としており、本件判決の記載から審査請求人を特定することはできないと認められる。

さらに、裁判所において判決を閲覧するためには、事件番号と当事者名による特定が必要であるところ、実施機関は事件番号も非公開としており、本件判決からは判決の閲覧に必要な情報を得ること

もできない。

したがって、審査請求人の主張は、認められない。

2 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 27 年 10 月 15 日	諮問書の受理
平成 27 年 10 月 29 日	実施機関の理由説明書の受理
平成 27 年 11 月 12 日	審査請求人の意見書の受理
平成 28 年 5 月 20 日	第 1 回審査会
平成 28 年 7 月 21 日	第 2 回審査会
平成 28 年 7 月 25 日	実施機関の理由説明書（追加）の受理
平成 28 年 8 月 25 日	第 3 回審査会
平成 28 年 9 月 16 日	審査請求人の意見書（追加）の受理
平成 28 年 9 月 28 日	第 4 回審査会
平成 28 年 12 月 2 日	第 5 回審査会
平成 28 年 12 月 21 日	第 6 回審査会
平成 29 年 10 月 4 日	答 申

(別紙1)

公文書の件名	訴状 (○○年○○月○○日付け)
公開をしない部分	公開をしない理由
弁護士の印影が記録されている部分	京都府情報公開条例第6条第3号該当 弁護士の印影は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、偽造される等、当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
原告の郵便番号、住所、氏名、婚姻年月日、入籍年月日及び口論の原因が記録されている部分 関係者の氏名（職員の氏名を除く。）及び勤務部署が記録されている部分	京都府情報公開条例第6条第1号該当 原告の郵便番号、住所、氏名、婚姻年月日、入籍年月日及び口論の原因並びに関係者の氏名及び勤務部署は、個人に関する情報であって、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの。
職員の氏名（警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員の氏名に限る。）が記録されている部分	京都府情報公開条例第6条第6号及び京都府情報公開条例施行規則（平成13年京都府公安委員会規則第13号）第2条該当 職員の氏名は、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員の氏名等に該当するため。

公文書の件名	判決 (○○年○○月○○日付け)
公開をしない部分	公開をしない理由
事件番号が記録されている部分	京都府情報公開条例第6条第1号該当 事件番号は、受訴裁判所において訴訟事件ごとに付されている識別番号であって、他の情報と照合することにより、個人を特定され、個人の権利利益を害するおそれがあるため。
原告の住所、氏名、生年月日、婚姻年月日、裁判離婚年月日、入籍年月日、実家の住所及び趣味が記録されている部分 関係者の氏名（職員の氏名を除く。）、生年月日、採用年月、昇任年月日、配置年月日、勤務部署、経営する店名、刑事処分の内容等が記録されている部分	京都府情報公開条例第6条第1号該当 原告の住所、氏名、生年月日、婚姻年月日、裁判離婚年月日、入籍年月日、実家の住所及び趣味並びに関係者の氏名、生年月日、採用年月、昇任年月日、配置年月日、勤務部署、店名及び処分の内容等は、個人に関する情報であって、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの。
職員の氏名（警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員の氏名に限る。）が記録されている部分	京都府情報公開条例第6条第6号及び京都府情報公開条例施行規則第2条該当 職員の氏名は、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員の氏名等に該当するため。

(別紙2)

あなたに関する情報の内容	<ul style="list-style-type: none">• P 6 9~10行目 「同人に相談事をしたりしていた」• P 18 7~10行目 「この発言は～ためにした」(個人名を除く)• P 18 14~18行目 「正確性を欠いて～相当な範囲内」(個人名を除く)• P 18 21~26行目 「原告は、自身～できる事実を」(個人名を除く)• P 19 1~2行目 「記載したも～禁じたものでもない」• P 19 4~8行目 「原告は～事実はない」(個人名を除く)• P 19 14~16行目 「原告は～したものである」• P 20 23行目 「婚姻した」• P 20 25~26行目 「趣味の～上記新」(趣味の内容を除く)• P 21 1行目 「居と～生活をしていた」• P 21 9~12行目 「当初は～引き継がれた」• P 21 25~26行目 「類似箇所～特定には、まず」• P 22 1行目 「負傷部位～問題のない」• P 22 10~15行目 「その後前田～回答していた」(個人名を除く)• P 24 11行目 「夫婦喧嘩」• P 26 2行目 「仲を仲介」• P 26 18~20行目 「その際には～なかった」(個人名を除く)• P 26 25~26行目 「そのため～なかった」(個人名を除く)• P 34 10行目 「27日」• P 34 12~14行目 「自ら梅干し入りの～が認められる」• P 34 16~18行目 「そもそも～考え難いし」(個人名を除く)• P 36 3~11行目 「概ね「自～非難する原告に対し」(個人名を除く)• P 36 19~20行目 「Bの言い分も聞き～明らかにすることは」• P 37 8~14行目 「その内容は～ことが認められる」(個人名を除く)• P 37 17~20行目 「そもそも～到底考え難い」(個人名を除く)• P 37 21~22行目 「原告自身が」• P 38 10~11行目 「原告は、当初～抵抗を示していたこと」
--------------	--